

令和6年第3回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月12日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階会議室2BC

3 出席委員 17名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

12番 阿部 喜代志

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠 席

6番 秋谷 諭

11番 佐藤 敬道

13番 小笠原 進

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第16号 競売公売買受適格者の証明について
議案第17号 農用地利用集積計画の決定について
議案第18号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第19号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
報告第7号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
報告第8号 競売公売買受適格者の証明に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第9号 農用地利用集積等促進計画の認可について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	松本 裕也
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

主 査	斎藤 俊宏
-----	-------

農林政策課

主 事	太田 樹
-----	------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 　ただ今から令和 6 年第 3 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 　　(あいさつ)

司 会 　次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 　　(議長席へ)

議 長 　　それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 17 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なしの声あり)

議 長 　　異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、5 番 小林 達英委員、
7 番 佐藤 善一委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、松本農地係長、秋村金木支所長、市浦支所齋藤主査、農林政策課太田主事をお願いいたします。

次に、次第 5 業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和6年2月27日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、岩渕 貴仁推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有償移転事業9件、あおもり農業支援センター事業3件を適正に処理しました。

同日、午後1時30分から、今 茂推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有償移転事業5件を適正に処理しました。

令和6年2月9日午前9時から、秋谷 諭委員、鳴海 和美推進委員、千葉 達美推進委員で金木町喜良市地区の法務局登記官照会1件。

令和6年3月1日午前9時30分から、高橋 誉一推進委員、福士 浩樹推進委員、高橋 茂推進委員で五所川原東地区の法務局登記官照会1件。

令和6年3月6日午前9時から、佐藤 敬道委員、相馬 孝雄委員、佐藤 伸一推進委員で市浦地区の法務局登記官照会1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転22件、無償所有権移転7件、賃貸借権設定1件です。2ページをご覧ください。

- 1 番 大字藻川字間手川、田 1 筆 、 2,178 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 370,000 円の有償移転です。
- 2 番 大字藻川字間手川、田 1 筆 、 1,045 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 178,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字長富字竹崎、田 1 筆 、 4,444 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,600,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字鶴ヶ岡字白旗、田 1 筆 、 1,575 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 470,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字鶴ヶ岡字鈴方ほか、田 2 筆 、 合計 5,091 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,030,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字羽野木沢字実吉、田 2 筆 、 合計 3,395 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 500,000 円円の有償移転です。
- 7 番 大字松野木字袈掛、畑 1 筆 、 3,300 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 500,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字姥范字菖蒲、田 2 筆 、 合計 5,193 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,195,000 円の有償移転です。

- 9 番 大字金山字亀甲、田 1 筆、192 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 58,000 円の有償移転です。
- 1 0 番 大字長富字飯詰川より南ほか、田 4 筆、合計 6,848 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 979,000 円の有償移転です。
- 1 1 番 金木町中柏木鎧石ほか、田 1 筆、畑 1 筆、合計 5,931 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,312,000 円の有償移転です。
- 1 2 番 金木町中柏木鎧石、畑 2 筆、合計 7,692 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 700,000 円の有償移転です。
- 1 3 番 十三土佐、田 1 筆、3,000 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 600,000 円の有償移転です。
- 1 4 番 十三土佐、田 7 筆、合計 11,998 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 2,400,000 円の有償移転です。
- 1 5 番 大字高野字広野、畑 1 筆、2,152 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 1 6 番 大字桜田字鴻ノ巣、田 1 筆、234 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 70,200 円の有償移転です。

- 1 7 番 大字藻川字間手川ほか、田 3 7 筆、畑 1 筆、
合計 71,821 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子への一括贈与です。
- 1 8 番 大字飯詰字影日沢、田 1 筆 、 3,136 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 1 9 番 大字長富字鎧石ほか、田 9 筆 、 合計 9,494 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 2 0 番 金木町嘉瀬雲雀野、田 1 筆 、 71 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 3,550 円の有償移転です。
- 2 1 番 金木町嘉瀬駒留、田 1 筆 、 261 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 40,000 円の有償移転です。
- 2 2 番 金木町嘉瀬雲雀野、田 1 筆 、 177 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 36,000 円の有償移転です。
- 2 3 番 金木町嘉瀬端山崎、田 1 筆 、 226 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 11,300 円の有償移転です。
- 2 4 番 金木町嘉瀬雲雀野、田 1 筆 、 349 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 70,000 円の有償移転です。

25番 金木町嘉瀬雲雀野、田1筆、229 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 50,000 円の有償移転です。

26番 金木町芦野、畑3筆、合計1,596 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

27番 金木町神原小泉、田1筆、52 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

28番 太田山の井、田1筆、3,276 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

29番 十三土佐、田9筆、合計19,903 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

30番 金木町嘉瀬雲雀野ほか、田4筆、合計11,987 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 359,610 円、10年間の賃貸借権設定です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当で
あると判断されます。

議長 議案第15号についての説明が終わりました。

はじめに、所有権移転6番、15番以外について審議いた
します。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転6番、15番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転6番、15番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、所有権移転6番、15番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、1番 金谷広大委員には退席をお願いいたします。

金谷委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転6番、15番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、所有権移転6番、15番について原案のとおり決定いたします。

1番 金谷委員の入室を許可いたします。

金谷委員 (入室)

議長 つづきまして、議案第16号「競売公売買受適格者の証明について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 17ページをご覧ください。

議案第16号、「競売公売買受適格者の証明について」であります。

農地法第3条の規定の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求めるものです。

なお、当該適格者が最高価買受申請人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとします。

件数は2件です。

1番 大字鶴ヶ岡字中菴、田2筆、6,781 m²、最低公売価格は1,356,200円、所有者、願出人は記載のとおりです。

入札期間は、令和6年3月15日、願出人の耕作面積は、63,403 m²、労働力の状況は、男3人、女2人です。

保有している農業用機械は、トラクター2台、田植機1台、農業用自動車2台、年間の従事日数は150日、買受地は水稻の作付を計画しています。

2番 土地、最低公売価格、所有者、入札期間は1番と同じです。願出人は記載のとおりで、耕作面積は、31,005 m²、労働力の状況は、男2人です。

保有している農業用機械は、トラクター2台、田植機1台、農業用自動車2台、年間の従事日数は200日、買受地は水稻の作付を計画しています。

競売物件について、利用権設定はございません。

以上、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず、適格者として許可相当であると判断されます。

議 長 議案第16号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第16号について原案
のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第16号について原案
のとおり許可することに決定いたします。
つづきまして議案第17号「農用地利用集積計画の決定に
ついて」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 18ページをご覧ください。
議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」であ
ります。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5
条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めること
について、農業委員会の決定を求めるものであります。
件数は、利用権設定90件、所有権移転9件です。
19ページ、番号1番から62ページ90番までの利用権
設定90件については、皆様のお手元にお配りしています調
査書のとおり、各要件を満たしております。
63ページ、番号1番から66ページ9番までの所有権移
転9件については、あっせん委員会による「あおもり農業支
援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第17号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、はじめに、利用権設定33番、73番、74番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定33番、73番、74番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定33番、73番、74番以外について原案のとおり決定いたします。
つづきまして、利用権設定33番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、18番 小野列子委員には退席をお願いいたします。

小野委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定33番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 3 3 番について
原案のとおり決定いたします。
小野列子委員の入室を許可いたします。

小野委員 (入 室)

議 長 つづきまして、利用権設定 7 3 番については私に関する
案件ですので、「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による
議事参与の制限」により立ち会うことができないこと
から退席いたします。議事進行は小山内会長職務代理
者をお願いいたします。
(議長交代)

森 会長 (退 席)

小山内職代 それでは、ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

小山内職代 ご質問がないようですので、利用権設定 7 3 番につい
て原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

小山内職代 ご異議がないようですので、利用権設定 7 3 番につい
て原案のとおり決定いたします。
森 会長の入室を許可いたします。

森 会長 (入 室)

(議長交代)

議 長 つづきまして、利用権設定 7 4 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、4 番 石岡 雅樹委員には退席をお願いいたします。

石岡委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 7 4 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 7 4 番について原案のとおり決定いたします。

石岡 雅樹委員の入室を許可いたします。

石岡委員 (入 室)

議 長 つづきまして、1 8 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 6 7 ページをご覧ください。

議案第 1 8 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会

の決定を求めるものであります。件数は7件です。

別紙A3サイズの内紙をご覧ください。

- 1番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。
利用権を設定する農用地は大字福山字実吉、田7筆、期間は3年。借り賃は10aあたり20,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。
- 2番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。
利用権を設定する農用地は大字七ツ館字柏枝、田2筆、期間は1年。借り賃は10aあたり20,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。
- 3番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。
利用権を設定する農用地は大字稲実字開野、田2筆、期間は7年。借り賃は10aあたり8,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。
- 4番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。
利用権を設定する農用地は大字稲実字開野、田1筆、期間は4年。借り賃は10aあたり15,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。
- 5番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。
利用権を設定する農用地は大字中泉字松枝、田10筆、期間は10年。借り賃は10aあたり30,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。
- 6番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。
利用権を設定する農用地は大字原子字種元、田1筆、期間は5年。借り賃は10aあたり10,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

7番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字原子字種元、田1筆、期間は7年。借り賃は10aあたり10,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。

議長 議案第18号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

相馬委員 はい。

議長 14番相馬委員どうぞ。

相馬委員 整理番号1、2の利用権設定を受ける者が同じ人で住所が異なっているが、どちらが正しいか。

議長 回答を参与からお願いします。

参与 (回答)
相馬委員よりご指摘のありました1番と2番の住所について、2番が正しいので修正いたします。

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第18号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第19号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 68ページをご覧ください。

議案第19号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数は3件です。

1番 金木町喜良市坂本、畑1筆、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

2番 大字金山字泉田、畑1筆、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

3番 太田山の井、畑7筆、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は原野です。

調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第19号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第19号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第19号について原案のとおり承認いたします。

 以上、議案第15号から議案第19号まで全ての審議が終了いたしました。

 報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

 事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他に何かございませんか。

 以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

 慎重なご審議ありがとうございました。